

○ けん銃操法

(昭和37年5月10日警察庁訓令第9号)

(最近改正：平成31年2月27日警察庁訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官及び皇宮護衛官（以下「警察官等」という。）のけん銃操法について定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「けん銃操法」とは、警察官等のけん銃の使用に係る基本的な動作であつて、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）第15条の規定により行われるけん銃訓練の標準となるべきものをいう。

(訓練責任者の責務)

第3条 警察官等けん銃使用及び取扱い規範第16条第1項に規定する訓練責任者は、警察官等がけん銃操法を修得するよう必要かつ十分な訓練を実施するものとする。

(警察官等の責務)

第4条 警察官等は、訓練により、けん銃操法を修得するよう努めなければならない。

(けん銃操法の内容)

第5条 けん銃操法の内容は、別に定める。